

大野市心身障害児就学支援指導委員会設置規則

(昭和49年12月2日教委規則第2号)

改正 平成8年12月25日教委規則第11号
平成14年4月26日教委規則第6号
平成19年3月27日教委規則第6号

(設置)

第1条 特別支援学校及び特別支援学級に入校・入級させる児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）児童生徒の適正な判定と就学支援指導を行うため、大野市中心身障害児就学支援指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、また次に掲げる事項について調査・支援指導し、意見具申を行うことができる。

- (1) 心身障害児の実態の把握
- (2) 就学猶予児及び免除児の実態の把握並びに就学猶予・免除の判定
- (3) 特別支援学校（級）入校（入級）該当児童生徒の総合的検査及び調査並びにその就学支援指導
- (4) 特別支援教育に関する啓発啓蒙

(組織)

第3条 ~~委員会は、委員20人以内をもって組織する。~~

~~2~~ 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校教職員
- (2) 教育行政担当者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 専門医
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、関係学校に該当者の判定に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門事項を調査するため専門委員を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年4月26日教委規則第6号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 年教育委員会告示第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(大野市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 大野市教育委員会事務局組織規則 (平成8年教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

別表第2 教育総務課の項中「心身障害児就学指導」を「心身障害児就学支援」に改める。